

各市町村介護保険主管課長
大里広域市町村圏組合介護保険主管課長 } 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長（公印省略）

介護支援専門員証交付に係る申請手数料について（依頼）

県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年1月から介護支援専門員証交付に係る申請手数料の納付方法が原則「埼玉県電子申請・届出サービス」を利用した電子納付となりました。

つきましては、御多用のところ恐縮ですが、管内の居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等の介護支援専門員へ下記の手続きを御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 電子納付による手続方法

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/caremanager/040digi.html>



上記のHPから、各種申請様式のページに掲載されている「マニュアル」を御確認いただき、電子申請・ペイジーによる納付手続きを行ってください。

- ①「埼玉県電子申請・届出サービス」の各種申請様式から電子申請
- ②納付期限内（申請から10日以内）にペイジーで申請手数料を納付
- ③必要添付書類を高齢者福祉課介護支援専門員担当あてに郵送

2 窓口払いによる手続方法（高齢者福祉課の窓口に来庁することができる方）

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/caremanager/040mado.html>



1の手続きが難しい場合は、申請書類一式を持参の上、高齢者福祉課の窓口で、クレジットカード、電子マネー等で手数料を支払うことができます

詳細につきましては、上記のHPを御覧ください。

※電子マネーは事前にチャージしておいてください。（窓口でチャージはできません。）

3 納付書払いによる手続方法

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/caremanager/040nofu.html>



1, 2の手続きが難しい場合は、納付書により手数料を支払うことができます。詳細につきましては、上記のHPを御覧ください。(申請書類は郵送)

※納付書払いの場合、介護支援専門員証の発行までのお時間を要するため、有効期間満了日が2週間未満の方は、取り急ぎ、高齢者福祉課・介護人材担当まで御連絡ください。

4 県収入証紙払いによる手続方法

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/caremanager/040kenshoshi.html>



埼玉県収入証紙をお持ちの方のみが、こちらの手続を利用できます。

(申請書類は郵送・令和6年3月31日まで)

なお、お手元にある県収入証紙を使用する見込みのない方は、収入証紙の返還(還付申請)を行ってください。詳細は下記のページを御覧ください。

【収入証紙の返還】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/shoushi-henkan.html>



5 手数料の納付が要らない申請及び届け出の手続方法

介護支援専門員に関する申請及び届け出の内、手数料の納付が不要なものについては従来どおり申請書・届出書を以下のページからダウンロードして使用してください。(申請書類は郵送)

※「介護支援専門員証の各種申請について」下段「手数料が不要の申請について」参照

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/caremanager/040shinsei.html>



6 各種申請書について

介護支援専門員の登録・介護支援専門員証の交付については、手続きごとに様式第1号から第12号までの申請書があります。別紙①に申請書の一覧を記載していますので参考にしてください。

担 当：介護人材担当 大山
電 話：048-830-3232
FAX：048-830-4781
E-mail：a3240-18@pref.saitama.lg.jp